

長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵「諸船長サ方深サ書附」

Document on Shipbuilding in the early modern period, "Notes on Boat Length, Beam and Draft," in the Collection of Nagasaki Prefectural Tsushima Museum of History and Folklore
ARAKI Kazumori

荒木和憲

はじめに

対馬藩の船大工に関する記録類・図面類としては、長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵の「中村家和船関係資料」、および長崎歴史文化博物館蔵の「黒岩家文書」の存在が知られている。特に図面類に関しては造船工学的アプローチによる研究が積み重ねられ、記録類に関しても、主として工学系の研究者によって利用されてきた。⁽¹⁾

記録類に関しては、『続海事史料叢書』に「中村家和船関係資料」の記録類のうち主要なものが翻刻されている。⁽²⁾ 木割書として『隼船作様之次第』『水浮規矩』『荷方船造り法』『川船法寸』の四種、寸法書として『荷方石積り・帆反定尺覚書』、対馬藩の藩船寸法書として『御船寸法書』『諸船長サ方深サ書附』の二種、都合七種が翻刻され、石井謙治氏による解題が付されている。また、近年では対馬歴史民俗資料館による目録整備作業が行われ、記録類二八種、および図面類八五種の文化財学的情報が把握された。⁽³⁾

このように、「中村家和船関係資料」については、その全体像が把握され、かつ造船工学系の研究の蓄積があるのに対して、歴史学的な見地からの検討は十分に進んでいない。これは歴史学において船や航海の問題が副次的なテーマとされてきたことと無関係ではあるまい。しかし、海上の移動・交流を支えるのが船であるからには、船や航海のあり方が移動・交流のあり方を規定するはずであり、決して等閑視することはできないテーマである。⁽⁴⁾ それゆえ、「中村家和船関係資料」、あるいは「黒岩家文書」に対して歴史学的アプローチを試みる必要がある。そうすることで、歴史学・造船工学双方の視点からの分析が可能となり、さらには民俗学の視点も取り入れることで総合的な分析が可能となるにちがいない。

豊富に伝存し、かつ工学的な研究蓄積をもつ図面類を歴史学の立場から活用していくためには、記録類を精査して図面類と照合する作業が必要となる。「中村家和船関係資料」の記録類のなかでも質量ともに充実し、対馬藩の藩船を網羅したものが『諸船長サ方深サ書附』（以下『書

附』である。先述のように、『続海事史料叢書』で既に翻刻・紹介されている史料ではあるが、誤読ないし誤植が散見され、文意を正確に理解できない部分がある。また、『書附』の筆跡は一樣でなく、内容年代にも幅があり、かつ追記・訂正の箇所が多く認められるが、これらの『書附』の成立過程に関わる情報が反映されていない。それゆえ、原本の情報を極力尊重しながら翻刻し、かつ文化財学的な検討や他の記録との比較検討を加えることで、『書附』の成立過程や船大工中村家における位置づけが明確になると考える。あらためて翻刻を試みる所以である。

それでは、翻刻に先立ち、『書附』の書誌情報や成立過程について検討を加える。あわせて享保年間における荷船丈尺の算定を軸として、『書附』と諸本との関係性をさぐることで、中村家における『書附』の位置づけを明らかにしておきたい。

書誌情報

『書附』は、料紙は厚手の楮紙を用い、形態は折本装である。法量は縦一五・二×横一一・一センチメートル。表紙・裏表紙は茶染の料紙で覆



【写真1】表紙

い、表紙の題簽に「諸船長サ方深サ書附 全」と墨書する（写真1）。折本の両面に墨付があり、オモテ面は表紙見返、裏表紙見返、および計三六折からなり、ウラ面は計三六折からなる。

成立過程

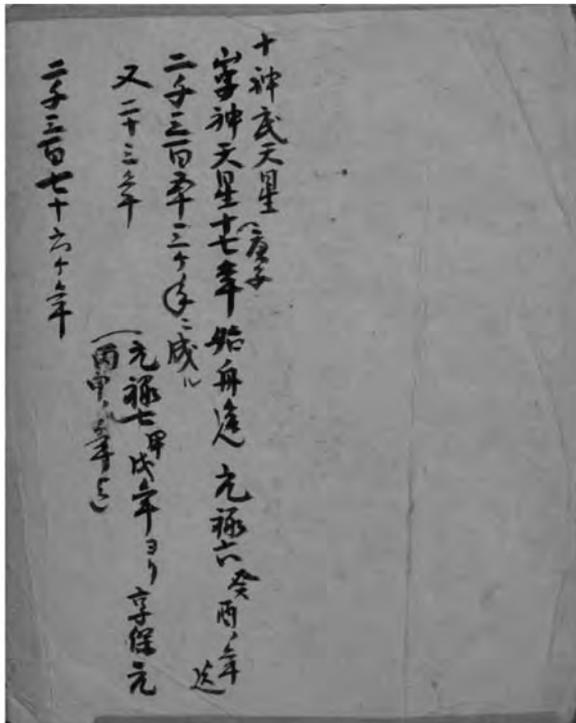
表紙見返の識語に、

崇神天星十七庚子年始舟造、元禄六癸酉年迄 二千三百五十三ヶ年二成ル

とあり、続けて、

又二十三年 元禄七甲戌年ヨリ享保元丙申ノ年迄 二千三百七十六ヶ年

とある（写真2）。いずれも筆跡が同じであるから、享保元年（一七一六）頃に記された識語とわかる。そして、識語の記主にとって、元禄六年



【写真2】表紙見返

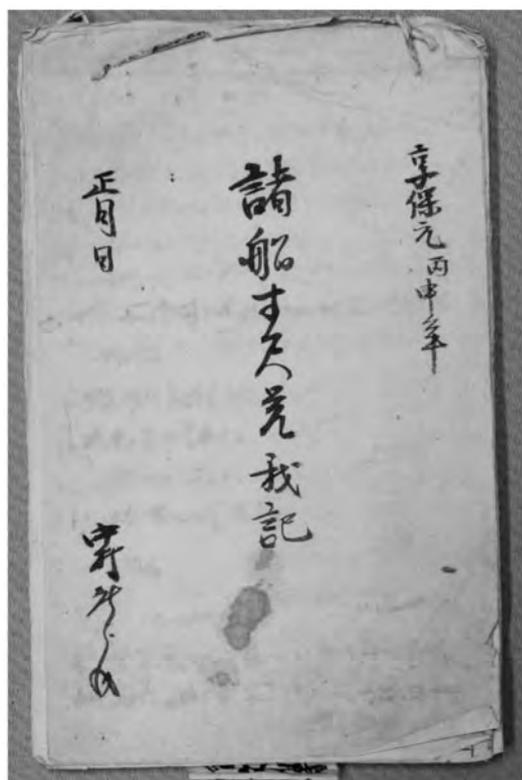


【写真3】オモテ面・第一折

(一六九三)と享保元年が『書附』の成立の画期として意識されていたことが読み取れる。

表紙題簽の筆跡(写真1)は、オモテ面・第一折〜第十折途中の本
文の筆跡と一致する(写真3)。当該部分は「定」の前半部にあたり、
「七拾挺立」(御召船天神丸十八反帆)から「五拾挺立引伝聞」までの船
体の「長サ」、「方」(幅)、「深サ」を列記したもので、題簽に「諸船長
サ方深サ書附」とあることと符合する。したがって、元禄六年の段階で
『書附』が存在し、当該部分の記述がなされたことが想定される(以下、
当該部分を「オリジナル部分」と称する)。その作成者は明示されないが、
中村家の人物の活動年代を整理すると、【表1】のとおりであり、元禄
年間に活動が顕著な中村忠兵衛(本姓「橋」、諱「一貞」、通称「軽重」)
の手になる可能性がある。

一方、異筆で記される「定」の後半部、および「定」に続けて異筆で



【写真4】『諸船寸尺覚我記』の表紙

記される「長サ」「方」「深サ」に限らない多種多様な情報は、享保元年
以降に追加されたのではないかとの見通しが得られる。ちょうど享保
元年から史料上での活動が確認されるのが中村庄右衛門であるが(表
1)、彼の手になる『諸船寸尺覚我記』(以下『覚我記』)が『書附』の
追記を考えるための手がかりとなる。『覚我記』の表紙には、

享保元丙申年

諸船寸尺覚我記

正月 日

中村庄右衛門

とあるが(写真4)、とりわけ「享保元丙申年」の筆跡が『書附』の
識語の筆跡と一致するので、『書附』の識語および追記の記入者として
庄右衛門の存在が浮かび上がる。

ここで『書附』と『覚我記』との関係を押さえておくと、『書附』は

厚手の楮紙を用いた折本装であり、かつ庄右衛門が先代（忠兵衛）から継承したものである可能性がある。一方、『覚我記』は通常的美濃紙を用いた小横帳であり、小口には「注文集」と記したインデックスが付される。『覚我記』はあくまで庄右衛門の代に蓄積された「注文」（リスト）をまとめた手控なのであり、それゆえ書名を「覚我記」と洒落しているのである。そうすると、『覚我記』の表紙にある「享保元丙申年正月日」という日付は、庄右衛門が当代の注文などを記帳しようと思いついた日付であり、さらにいえば、庄右衛門が中村家を相続し、代始めに備忘録としての『覚我記』を起筆したのであろう。このように解釈するならば、『書附』の識語に「享保元丙申ノ年」が銘記される意味も理解することができる。「中村家和船関係資料」における享保元年とは、庄右衛門一代の備忘録としての『覚我記』が起筆され、かつ先代の遺産である『書附』に庄右衛門が追記を思い立った年ということになる。

ただし、実質的な記入が行われはじめるのは、いずれも享保元年（一七一六）より少し後のことである。『覚我記』の表紙には「享保元丙申年正月日」の日付があるが、表紙見返には享保七年の記事があり、続く第一丁からは享保十年の記事、第十一丁ウラからは正徳元年（一七二一）の記事がある。実質的な記入は早くとも享保七年のことで、時には享保元年よりも遡る先例が参照・記入されたことになる。

一方、『書附』冒頭の「定」は、オリジナル部分（元禄六年、オモテ面・第一折〜第十折途中）に続けて何段階かの追記がなされているが（表2）、第十折途中〜第十五折途中は享保八年の記事を含み、第十九折は享保十年の記事を含む。また、ウラ面冒頭の「定」と「荷船石積太概左記之候事」（第二折〜第九折途中）の内容年代は享保五年であるから、追記の開始は早くとも享保五年のことである。したがって、庄右衛門による『覚我記』への記入、および『書附』への追記は、概ね享保七年前後から進められたものと考えられる。

『書附』の内容年代は享保五年（一七二〇）以降のものが多く、元文四年（一七三九）以降のものは最末尾（ウラ面・第二九折〜第三六折）の記述に限られる（表2）。庄右衛門の活動が確実に確認されるのは、『覚我記』の内容年代の下限である享保十年までであるから、元文・延享年間の記述は後代の人物の手になる可能性があるが、『書附』の追記者として最も比重を占めるのは庄右衛門とみられる。ただし、筆跡・書体・用字などが少しずつ異なるので、すべて庄右衛門の手になるものか否かは判断しがたい。ひとまず庄右衛門の追記に時間差があったこと、および庄右衛門が一族内の別人に筆記させたことを想定しておきたい⁵⁾。少なくともいえるのは、『書附』の追記が一時に行われたのではなく、都度ごとの必要に応じて繰り返し返されたということである。

訂正の方法

『書附』には多くの訂正の痕跡が認められる。もつとも顕著なのがオリジナル部分に相当する「定」の前半部分（オモテ面・第一折〜第二折）である（写真3）。「六拾八挺立」は「方式丈壹尺」とあるが、「壹」の部分には文字を擦り消して訂正している。これはオリジナル部分の作成者の手になる訂正とみられる。『書附』が厚手の料紙を用いた折本装であり、かつ「定」の前半部分に行頭を揃えるための押界を用いていること、および同様の料紙・装丁になる『御船之寸法覚』（上・中・下三冊）が清書本であることに鑑みれば、作成者には浄書の意思があり、誤記を目立たないように擦り消したものと考えられる。

続いて「六拾八挺立」の「長拾七尋壹尺」の部分に着目すると、「壹」を斜線で見え消しにして異筆で「四尺壹寸」に改め、かつ真上に黒印（単廓長方印「孝」）を捺す。この黒印は訂正印とみられるが、「六拾六挺立」「六拾式挺立」の項目にも捺されている。前者は「長拾七尋五寸」の「七尋五寸」を塗り消して異筆にて「六尋四尺」に改めたのち、さらにこれ

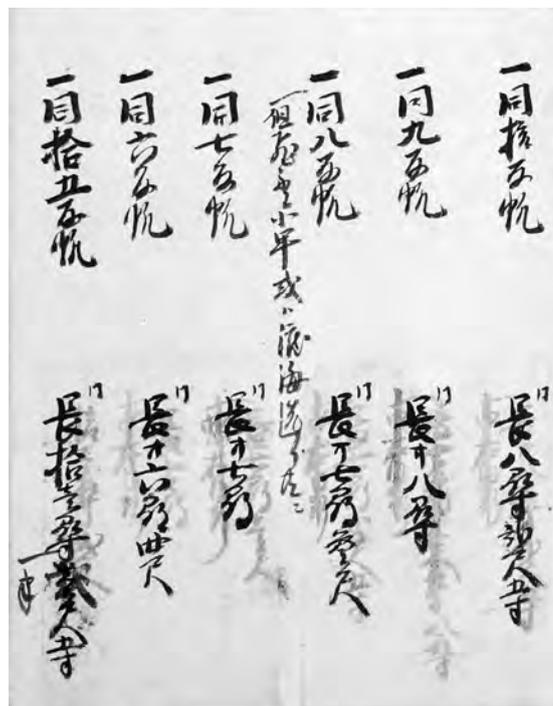
も塗り消して「十七尋二尺六寸 御召舟」に訂正している。後者は「長拾六尋四尺」の「四尺」を斜線で見え消しにして「式尺」に訂正したものを、さらに塗り消して「壹尺」に訂正している。前者は斜線の有無が不明瞭であるが、訂正箇所を斜線で抹消して訂正印を捺すのが第一段階の修正であり、塗り消して訂正するのが第二段階の修正とみられる。

このように、「書附」冒頭のオリジナル部分には、①浄書者による訂正（擦消）、②後世の訂正（斜線・訂正印）、③さらに後世の訂正（塗消）という段階差が認められるわけである。これを『書附』の作成過程としてとらえるならば、①は忠兵衛（元禄）、②・③は庄右衛門（享保）によるものと想定される。

そうすると、庄右衛門における②・③の段階差が問題となる。庄右衛門としては、当初は忠兵衛から継受した『書附』に訂正を加えることに遠慮があり、やむを得ず訂正の必要が生じたときには、オリジナルのテキストを斜線で見え消しにして、かつ訂正印を捺したのであろう。これが②の段階である。ところが、船のサイズの変更・訂正が多く生じるようになると、訂正印を捺すという煩雑な作業を省き、過去のテキストを塗り消して更新していくという方法に改めたのであろう。これが③の段階である。つまり、庄右衛門は『書附』の継受者から主体的な作成者へと変化したのであり、新規事項を追記していこうとする姿勢と軌を一にするものといえる。

さて、先述のように、「定」の後半部（オモテ面・第十折途中～第十九折）は庄右衛門の代の追記とみられる。さらに、「定」以降（第二十折以降）の記述はすべて追記であるが、そこにも多くの訂正が認められる。特に顕著なのは、ウラ面の「早船帆長サ積り法尺」（第九折途中～第十五折途中、【写真5】）である。①「拵立」の長さと同幅を列記する、②長さの数值を何度か訂正する、③該当箇所を貼紙で抹消し、長さの数值だけを表示する、④その数值をさらに訂正する、という何段階にもわたる訂正

が繰り返されている。これは単なる書き違いとして看過できるものではない。段階的な訂正があるとみるべきであり、やはり船の規格が微妙に変化しつづけていたことを示唆するものである。



【写真5】ウラ面・第十四折

享保年間における荷船丈尺の算定

中村庄右衛門が享保七年（一七二二）前後から『書附』に訂正・追記を加え、その継受者から主体的な作成者へと変化したとすれば、その契機は何に求められるのだろうか。『書附』の内容に少々踏み込むことになるが、ウラ面・第二折～第六折途中に「御国荷船丈尺船改所江差出候書付」との説明が付された「定」が収録されており、その内容年代が享保五年から同十年におよぶことに注目したい（表2）。

これは六反帆から三十反帆までの荷船の幅を列記したもので、末尾には、

享保五庚子年十月十七日近藤喜右衛門方分書付差出、写如斯御座候、尤六反帆

ヨリ式拾五反帆迄、宝永元以来船之寸尺致吟味候書付也候、依是式
拾五反帆(五)分三拾反帆迄、右割合を以記之候、以前トハ丈尺少々相
違違有之候得共、右二書載いたし如候、(後略)

とある。享保五年十月十七日、庄右衛門は御勘定役の近藤喜右衛門を経由し、御勘定方に「書付」(回答書)を提出している。これは宝永元年(一七〇八)以来の荷船のサイズを吟味したうえで、六反帆から二十五反帆までの荷船の幅を列記したものであり、その際の「写」(控)を転載したのが該当部分に相当することがわかる。ただし、二十六反帆から三十反帆までの幅については、二十五反帆までの割合にもとづき算定したものであるという。

また、二十五反帆と二十六反帆の間に、

是迄此寸尺ニ懸候書付、享保十乙巳年御勘定方へ差出ス、六月三日、

との注記があるので、五年後の享保十年に再び御勘定方から荷船のサイズに関する照会があり、同年六月三日に六反帆から二十五反帆までの幅を列記して提出したことがわかる。この部分に関しては、『覚我記』のなかに対応する記事がある。

享保十乙巳年六月二日御勘定方被召寄候ニ付罷上候処、御勘定小茂田左平次殿被仰渡候ニ付、翌三日書付致持参差出、尤先年享保五庚子年十月十七日同役近藤喜右衛門方より差出候写、即致書載差上ケ申候段申上、尤丈尺左記之、

一六反帆 方 方九尺
一七反 壹丈
一八反 壹丈一尺

一九反 壹丈二尺
一十反 壹尺三尺(五)
一十一反 一丈三尺八寸
一十二反 一丈四尺六寸
一十三反 一丈五尺四寸
一十四反 一丈六尺式寸
一十五 一十六
一十七
一十八
一十九
一廿
一廿一
一廿二
一廿三
一廿四
一廿五

右荷舟六反帆より式拾五反帆迄帆反丈尺如此御座候、已来荷舟之儀
ハ定法不固定所有之候得とも、凡大概如此御座候、以上、
(享保十年)
乙巳

六月三日 中村庄右衛門
御勘定所

これは享保十年六月二日に庄右衛門が御勘定役の小茂田左平次から荷船のサイズに関する照会を受け、翌六月三日付で御勘定方に回答した書付の控であり、『書附』の記述と対応することは明らかである。また、このとき提出された書付の内容が五年前に提出した書付と同じであったこ

ともわかる。『覚我記』は十五反帆から二十五反帆までの荷船の幅を省略するが、これはあくまで藩に「書付」を提出したという事実（日記）を書き留めることに主眼があったためであり、正確なデータを確認しなければ、『書附』を参照すればよかつたのである。そのようにとらえるならば、先代から相伝の『書附』に重要な事項を追記し、これを後代に相伝しようとする庄右衛門の姿勢が浮かび上がってこよう。

荷船丈尺一件にみる諸本の相関関係

中村家伝来の『荷方石積り帆反定尺覚書』（以下『覚書』）にも関連する記述がある。まず、後半部に「荷船帆反定尺」との表題を掲げ、二種類の「覚」を収録する。一つめの「覚」は六反帆から二十五反帆までの荷船の幅を列記したもので、

右者享保五庚子年十月十八日、如此書附、御勘定方江差出候控如此、尤廿五反帆より上卅反帆迄ハ左記之

との説明がある。そして、二つめの「覚」は二十六反帆から三十反帆までの荷船の幅を列記したものである。

『書附』には、享保五年十月十七日、中村庄右衛門が御勘定役の近藤喜右衛門を経由して、御勘定方に二十五反帆までの荷船の幅を記した「書付」（回答書）を提出したこと、それとは別に二十六反帆から三十反帆までの荷船の幅を算定したことが記される。日付に一日のズレがあるが、『書附』と『覚書』とはほぼ同内容である。つまり、享保五年に御勘定方から荷船のサイズを照会された庄右衛門は、十月十七日に「書付」を提出し、翌十八日にその控（副本）を『覚書』の後半部として書き留めたのであり、その後『覚書』から『書附』へ転載したものと考えられる。

『覚書』は美濃紙を使用した小横帳の形態をとる。表紙には「中村主」

とあり、中村某の所有になることが記されるのみであるが、これも庄右衛門の代に作成されたもので、御勘定方への「書付」（回答書）の控（副本）として作成されたものと考えられる。つまり、庄右衛門は公的書類の控としての『覚書』を作成し、その内容を中村家相伝の『書附』に忠実に転載し、かつ庄右衛門一代の『覚我記』にも簡略に転載したのである。

荷船丈尺算定の前提

享保年間に中村庄右衛門が荷船のサイズを算定し、その基準値を定めたことは藩にとっても中村家にとっても重要な出来事であり、それゆえ庄右衛門は藩に提出した「書付」の控である『覚書』をもとに『書附』への転載を図ったわけであるが、逆に荷船のサイズの基準値を定めなければならぬ理由はどこにあったのか。

『書附』ウラ面の「定」（御国荷船丈尺船御改所江差出候書付、第二折（第六折途中））に続けて、「荷船石積大概左記之候事」（第六折途中（第九折途中））が同一の筆跡にて記される。これは五反帆から二十五反帆までの荷船の石積を列記したもので、六十二石積から千四百四十石積にまで至るわけであるが、その末尾に、

右石積五反帆ヨリ式拾五反帆大概如斯御座候、尤固定之儀、航居・方・深サ・反数相応相考候而之積りニ付、無之候而ハ、不固定候事也、併大概石積り相知候為ニ記之也、

とある。「固定之儀」（規格化）のためには、「航居」（長さ）、「方」（幅）、「深サ」と「反数」との「相応」（相関）を検討しなければならないが、とりあえず石積と反数との相関をおおまかに知るために記しておくというのである。

また、当該部分に類似する記述は、『覚書』の前半部にも収録されて

いる。表題には「荷船石積太概取り伝、左二記之」とあり、五反帆から二十五反帆までの荷船の石積を列記したのち、末尾に、

右之石積、五反帆式拾五端帆迄、太概如此御座候、尤固定之儀ハ、船ノ深サ・かわら居長サ・方広サを以相積り不申候而ハ太概茂難相知候、依是反数ニ分積方増減可有之事候、凡石積可知為ニ相記遣者也、

とある。『書附』の記述とほぼ同内容であり、『覚書』をもとに『書附』に転載されたものと考えられるが、注意を要するのは、表題に「荷船石積太概」を「取り伝」えたことである。つまり、石積と反数との相関データは他者からの伝聞にもとづくものであること、庄右衛門はこのデータをもって荷船の「固定之儀」（規格化）を図るわけにはいかなこととの認識をもっていたことが浮かび上がる。先代（おそらく忠兵衛）から継承した『書附』はまさに荷船の「挺立」（反数）と「長サ」「方」「深サ」との相関を示したものであり、こうした中村家に蓄積されたデータをもとに、庄右衛門は「固定之儀」を図ろうとしたのである。

それでは、荷船の「固定之儀」が中村家の内在的要請にもとづくものであるのか、外在的要請にもとづくものであるのかが問題となろう。ここで想起すべきは、『覚書』後半部の「覚」（「荷船帆反定尺」）が享保五年（一七二〇）に庄右衛門から御勘定方に提出された「書付」の控（副本）であり、かつ二十五反帆までの荷船の「方」（幅）と反数との相関データを列記したものであるという点である。つまり、前半部の「荷船石積太概太概取り伝、左二記之」で指摘した問題とは、「長サ」「方」「深サ」と反数との相関が不明であるという点であり、それに対する解答として、「方」と反数との相関データを列記したのが後半部の「覚」ということになる。

この点については、『書附』の「定」（御国荷船丈尺船御改所江差出候書付）の末尾に、

近年荷船造り掛致吟味候而之積りニ而御座候、元來荷船之儀ハ、丈尺不固定候故、長サ・深サ・方広サを以、以來共相極候事

とあるように、もともと荷船のサイズは「固定」されていなかったが、近年になって庄右衛門が造船法を吟味し、「長サ」「深サ」「方広サ」の三つのデータをもとに定めたことと符合する。こうして庄右衛門が導き出した「方」と反数との相関データとは、『覚書』の最末尾に、

- 一、六反帆ヨリ拾反帆迄ハ壹尺ヲ帆壹反ニ相用
- 一、拾壹反帆ヨリ式拾反帆迄ハ八寸ヲ帆壹反ニ相用
- 一、式拾壹反帆ヨリ參拾反帆迄ハ七寸ヲ帆壹反ニ相用也

とあるように、六〜十一反帆は一反につき「方」一尺、十一〜二十反帆は一反につき「方」八寸、二十一〜三十反帆は一反につき「方」七寸を加算するというものであった。

また、先述のように、庄右衛門は二十五反帆までの荷船の幅を御勘定方に回答しているが、二十六反帆から三十反帆までの荷船の幅については手元に留めていた。それと対応するように、『覚書』には「荷船石積太概取り伝、左二記之」とは別に「覚」が収録されており、二十六反帆（千六百五十石積）から三十反帆（二千四百石積）までの荷船の石積が列記されている。そして末尾には、

右石積太概如此御座候、尤塩飽嶋長木屋之船大徳丸參拾反帆ニ而御座候、此船式千四百石程積与申候由、船頭善三郎申聞承之候ニ付、

別記之置也、元来参拾反余之船ハ出来難成事、

とある。もともと三十反帆の荷船は建造が困難であったが、塩飽島の大徳丸が三十反帆で約二千四百石積であるとの情報を船頭善三郎から伝聞したので、「荷船石積大概取り伝、左記之」とは別に記し置いたというのである。つまり、二十六反帆から三十反帆までの荷船のサイズは、あくまで庄右衛門が独自に伝聞した情報をもとに算定したものであって、対馬藩にとっては必要ないものであった。

荷船の規格化

逆に対馬藩が二十五反帆までの荷船のサイズを規格化する意図は何であったのか。石井謙治氏は、『覚書』の解題のなかで、当該期は積石数と反数との相関が従来の低反数型（積石数に比して反数が少ない）から高反数型（積石数に比して反数が多い）へ移行する時期であること、かつ「荷船石積大概取り伝、左記之」に記されるデータは高反数型に相当することを指摘する⁽⁷⁾。

享保五年（一七二〇）頃の対馬藩において、荷船が低反数型から高反数型へ移行したとすれば、同一の反数で比較した場合、移行前は船のサイズが大きく、移行後は船のサイズが小さくなるはずである。そこで、元禄六年（一六九三）頃の状況を示す『書附』冒頭の「定」の前半部と、享保五年（一七二〇）に御勘定方に提出された「定」とを比較すると、【表3】のようになる。元禄六年の「方」（幅）は、現に存在する荷船のデータにもとづくもので、享保五年の「方」は、中村庄右衛門が算定した標準値である。両者を比較すると、元禄六年から享保五年にかけて、「方」がいずれも小さくなっている。その係数を計算すると、概ね〇・八六〇・九二程度であり、反数が多い船になるほど、係数が小さくなる傾向が窺える⁽⁸⁾。

このように、享保五年の段階で対馬藩は荷船の帆走性能の向上とその

【表3】『書附』にみる荷船の規格の変化

反数	元禄6年(実態値)	享保5年(標準値)	係数
18反帆	方2丈2尺余	方1丈9尺4寸	0.86*
17反帆	方2丈1尺 方2丈5寸	方1丈8尺6寸	0.89 0.91
16反帆	方2丈 方1丈9尺7寸	方1丈7尺8寸	0.89 0.90
15反帆	方1丈8尺7寸 方1丈7尺余	方1丈7尺	0.91 0.97*
12反帆	方1丈5尺8寸	方1丈4尺6寸	0.92

(注1) 係数は小数第3位を四捨五入した。
 (注2) 「方」の尺未満を示す「余」については、便宜的に5寸とみなして係数を試算した。「*」はその試算値であることを示す。

規格化に取り組んでいたことになるが、それを主導したのが御勘定方(財政部局)であることも注目される。御勘定方が荷船の帆走性能の向上に取り組んでいるということは、第一義的には公用物資の輸送の安全性・効率性の向上のための施策であったと考えられる。おそらく御勘定方は藩外から高反数型のデータである「荷船石積大概」を入手し、これを庄右衛門に提示して荷船の規格化を指示したものと考えられる。

こうした荷船の規格化という藩から与えられた課題に対し、庄右衛門は外部から入手した石積と反数との相関データを安易に信用することなく、中村家に蓄積されている「長サ」「方」「深サ」のデータにもとづき、独自の算定法によって「方」と反数との相関データを導き出したのである。「長サ」「方」「深サ」のデータ集積から始まった『書附』に、庄右衛門が「方」と反数との相関データを追記したのは当然のことといえよう。

情報の補足と追記

先述のように、『書附』には中村庄右衛門が独自に考案したデータだけでなく、御勘定方・船頭など種々のルートで入手した情報も盛り込まれている。この点について、もう少し詳しく確認しておこう。

『書附』冒頭の「定」の後半部（オモテ面・第十六折・第十七折）には、千二百石積・二十三反帆の荷船、および約八百七十石積・十九反帆の荷船に関する記述がある。前者には、

播州船大廻り御借し候時寸尺移之候由也^(写)

という伝聞形の注記があり、後者には「但右同断」とある。播州船の貸借に対馬藩がどのように関係するのかは未詳であるが、庄右衛門が入手した播州船のサイズに関するデータは他者から入手したものであった。

一方、『覚我記』には、「播州船拾九端帆船頭善六水夫共拾三人乗」、「備前船拾参反帆船頭弥次右衛門」、「播州船九端帆船頭半右衛門水夫共五人乗り」の三種類の記載があり、このうち「播州船拾九端帆船」が『書附』と一致する。ただし、『覚我記』は船内の俯瞰図であり、部位別の「内法」を記したものであるため、『書附』にある「長サ」「方」「深サ」とはデータの性質が異なる。つまり、『書附』と『覚我記』に同一の船の情報が記されているにもかかわらず、それぞれに記されるデータは違っている場合があるのである。

庄右衛門は播州船の俯瞰図と詳細な「内法」のデータを入手して『覚我記』に書き留めることはできたが、『書附』冒頭の「定」に船体のサイズを追記するにあたっては、「長サ」「方」「深サ」という必要な情報を欠いていた。それゆえ、播州船のサイズに関するデータを他者から入手して補足したものと考えられる。

おわりに

以上の検討によって、①『書附』は元禄六年（一六九三）にオリジナル部分が成立したとみられること、②享保元年（一七一六）に中村家の家督を相続したとみられる庄右衛門が、享保五年の荷船丈尺一件を契機として『書附』への追記（訂正を含む）を精力的に進めたこと、③『書附』が現用のマニュアルとして世代間で継承されたこと、などが浮かび上がってきた。本稿では十分に踏み込むことはできなかったが、『書附』には荷船の規格だけでなく、荷船以外の船種、船体の部位、船材・船具などの豊富な情報が追記されている。庄右衛門による『書附』への追記が、享保年間における荷船の規格化を契機としていたとすれば、それは対馬と外部との技術的な交流が進むなかでの融合と葛藤の足跡であったと見通すことができよう。それゆえ、『書附』にみえる追記や訂正の多くは庄右衛門の代に漸次的に進められたものと考えられるが、筆跡・書体・用字などから追記の主体・年代を客観的に判別することには限界があるため、他の記録類と詳細に照合していく必要がある。今後の検討を俟つほかないが、それに資するためにも、書入年代に関する私見は「表2」に整理し、訂正の痕跡はできるだけ忠実に翻刻に反映させることとした。

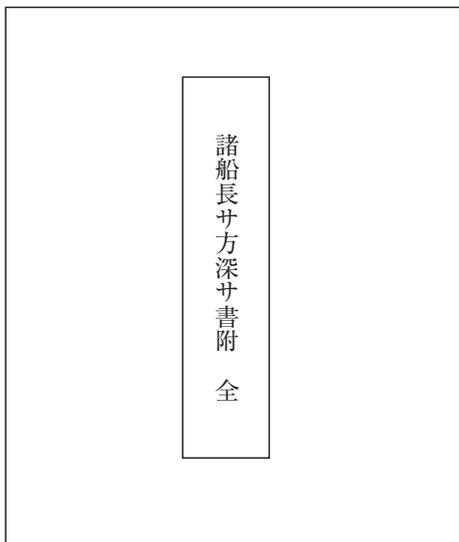
付記

本稿は、基幹研究「中世日本の東アジア交流における海上交通に関する研究」（平成二八（三〇）年度、研究代表者荒木和憲）の成果によるものである。史料の調査・掲載については長崎県立対馬歴史民俗資料館のご許可を頂戴し、成稿にあたっては、共同研究員の出口晶子氏から種々のご教示を頂戴した。末尾ながら記して謝意を表します。

翻刻

(凡例)

- 原本の体裁は極力忠実に再現するよう努めたが、やむをえず体裁を変更した箇所もある。
- 異体字・旧字体は原則として新字体に改めた。「マ」は「ニシテ」と表示した。判読不能の文字は「□」で示した。
- 句点・中黒は必要最小限にとどめた。校訂注は（ ）で示した。
- 本文の筆跡の相違は反映していないが、本文と注記が異筆とみられる場合には、「┆」で示した。
- 抹消の箇所は、抹消前の文字が判読できる場合は「┆」で示し、判読できない場合は「■」で示した。



(表紙)

(表紙見返)

十神武天星(皇) 庚子

崇神天皇十七年始舟造 元禄六癸酉ノ年迄

二千三百五十三ケ年ニ成ル

又二十三年

元禄七甲戌年ヨリ享保元

ノ年迄

二千三百七十六ケ年

定

御召船天神九十八反帆

一七拾挺立

長拾八尋參尺余
方式丈式尺余
深七尺六寸

(黒印・榎長方印「孝」以下同)

拾七反帆

一六拾八挺立

長拾七尋壹尺
方式丈壹尺
深七尺壹寸八歩

木尋四尺「十七尋二尺六寸

拾七反帆

一六拾六挺立

「七丈六尺五寸 水押前ヨリ戸立迄

長拾七尋五寸
方式丈五寸「壹尺」
深七尺二寸

御召舟」

、又六尺九寸 トモ出

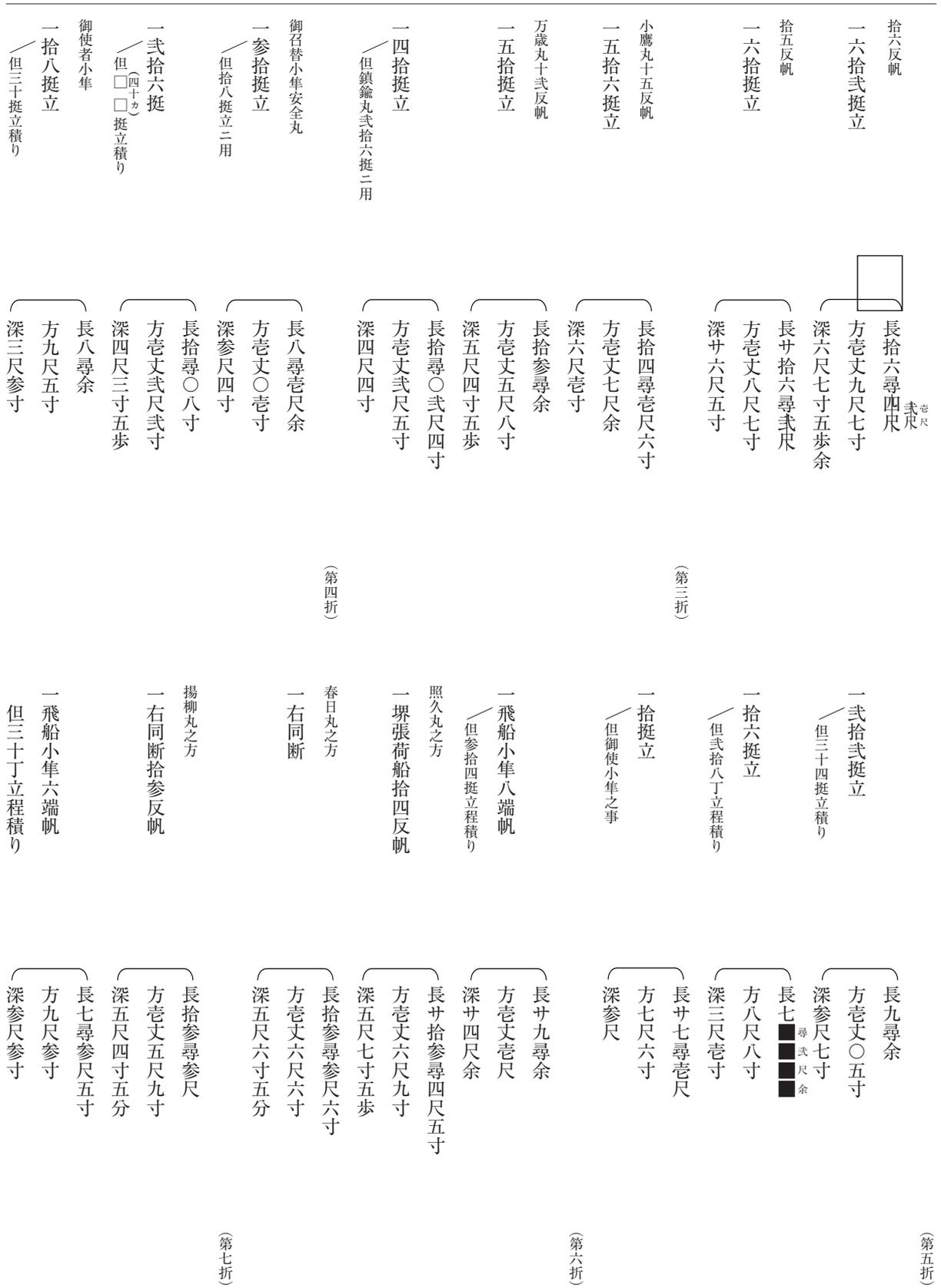
、八丈三尺四寸

(第二折)

拾六反帆

一六拾四挺立

長拾七尋四尺六
方式丈三
深六尺八寸



一同七反帆積り

四端式幅

一 鯨船拾挺立

但小使船之事

四端帆

一同八挺立

但小使船之事

六反帆

一 七拾挺立引伝間

但碇伝間之事

五反帆

一同水積伝間

四反帆

一 五拾六挺立引伝間

四反帆

一 五拾挺立引伝間

五反帆

一 六拾八丁立引伝間

長サ八尋式尺五寸
方壹丈
深参尺六寸

(第八折)

四反帆
一同引伝間

長サ七尋壹尺七寸

方七尺余

深式尺七寸

長七尋

方六尺八寸

深式尺七寸

(第九折)

長七尋壹尺余

方八尺五寸

深参尺余

長サ六尋式尺余

方八尺余

深式尺九寸

長サ六尋壹尺余

方七尺余

深サ式尺八寸〔戸立方五尺〕

(第十折)

長六尋五寸

方六尺五寸

深式尺七寸

長六尋四尺

方八尺式寸

深サ式尺八寸

四反帆

一同引伝間

一 堺張十四反帆伝間

拾式反帆同寸尺

一同拾参反帆伝間

一 飛船小隼伝間

但八反帆立二用

御船掛所

一通船寸尺

箱造り

一 御磯船

一 御磯天道船

大

一 石漕船

長サ六尋壹尺
方七尺式寸
深式尺七寸

(第十一折)

長サ五尋余

方四尺九寸

深壹尺九寸

長サ四尋四尺三寸

方四尺六寸

深壹尺九寸

長参尋壹尺

方参尺四五寸

深サ壹尺三四寸

(第十二折)

長サ五尋式尺余

方五尺式寸

深式尺壹寸

長五尋参尺参寸

方六尺五寸

深式尺五寸五分

長サ五尋〇五寸

方四尺九寸

深サ式尺

(第十三折)

長九尋

方一 艦九尺

多田与左衛門殿阿津下屋敷有之候
一同船 寸尺
但此船二八人乗り兼候由也

(第二十折)

長サ七尺五寸
方式尺壹寸 艫口一尺壹寸
深サ六寸五分 艫口八寸
壹枚棚川舟造り也

(第十八折)

川船ナリ
一 壹人乗船寸尺

音羽丸 祇園丸
一 五拾挺立
常磐丸 八千代丸
千年丸 大宮丸
但シ船数六艘共同寸尺也
右役人阿比留徳左衛門・中西与三兵衛相濟相勤
長拾式尋四尺壹寸
水押付留ヨリはり塙迄
方壹丈五尺三寸
深サ五尺四寸
艫垣立ヨリ角立迄十尋三尺五寸

(第二十一折)

大船越

一 渡シ船寸尺

但航幅三尺六寸
加敷幅壹尺 寸

長サ參尋四尺
方五尺
深サ壹尺貳寸
但大坂平太恰合二造り

(第十九折)

御造御国造り

一 飛船小隼七反帆

大坂造り

一 渡海小隼七反帆

一 嶋枝船四反帆

享保十乙巳年九月出来

一天道船三反帆
但常ノ天道舟寸法也

長サ八尋〇五寸
方壹丈〇五寸
深三尺五寸
長サ六尋貳尺
方七尺貳寸
深サ貳尺九寸
長五尋參尺五寸
方六尺六寸
深サ貳尺七寸

(墨付なし)

(第二十二〜二十七折)

一 嶋枝船寸尺
代銀百廿匁
右者貞享式乙丑年六月廿八日田舎嘉志村令
御買上被成候、御船奉行山川作左衛門殿御役時

一 十八丁立台合寸尺

実繩一尺二寸
馬頭一尺壹寸五分
筒方九尺五分
あか間九寸
二番八寸五分

(第二十九折)

(墨付なし)

(第三十折)

覚

一鉄風呂式寸

差渡式尺式寸
高サ式尺壹寸

一飯鍋式寸

差渡式尺四寸
深サ壹尺壹寸

一水樽壹寸

差渡參尺八寸
下口式尺八寸
深サ式尺七寸

舛数參石六斗壹舛入

一同壹寸

差渡參尺八寸
下口參尺
深サ式尺七寸

舛数五石入

右ハ御極船御用

(第三十一折)

一桶水樽壹寸

高サ三尺式寸外法ニシテ
さし渡三尺五寸

廿六丁立寸尺写如此
内法ニシテ

一箱水樽 内法

長四尺三寸八分 外法 長四尺九寸
横三尺七寸三分 横四尺〇五分
深サ三尺二寸二分 高サ三尺五寸五分

五十六丁立小鷹丸 板厚サ壹寸七步拔立(立)

元文三戊午八月御国ニ而出来

(第三十二折)

享保十乙巳年極月御手天道船御国ニ而出来仕候
寸尺左記之

覚

一航居長サ式丈 内 壹丈四尺五寸 本かわら
壹尺 六尺五寸 艫かわら 厚三寸

一本航幅壹尺四寸二尺 水押継手五寸 持八歩

一艫かわら桶底壹尺立七寸

一戸立方四尺壹寸 切上壹尺三寸三

切上今上壹尺

一水押前口八尺四寸 巾一尺 厚五寸

(墨付なし)

(第三十三折)

五拾六挺立通口広サ

一高サ四尺

艫ノ通口寸尺

一横四尺五寸

一高サ四尺

舳ノ通イ口寸尺

一横式尺七寸

右ハ享保十四己酉年三月 於幸様御登之時、御駕籠
差支無之候哉吟味被仰付候節、古五十六丁立寸尺如此、
其節、御駕籠寸尺左記之置也、

一高サ參尺六寸五分

一長サ參尺九寸

(第三十五折)

鎮鑰丸帆船

一桁行内法七尺壹寸七歩

一張行内法四尺八寸四歩

一かまち(帆)太サ四寸參寸五歩

<p>御船之仁王経御札寸法</p> <p>一 御召舟</p> <p>一 五十六丁 立</p> <p>一 五十六丁 立</p> <p>一 小早立</p> <p>(墨付なし)</p>	<p>一 同立木太サ參寸五歩角</p> <p>一 高蘭<small>(欄)</small>高サ四寸内法</p> <p>一 内立太サ壹寸五歩二壹寸四歩</p> <p>一 同<small>(辨)</small>ほこ太サ壹寸六歩二壹寸四歩</p> <p>一 同間八壹尺三寸三歩内法</p> <p>一 同貫太サ壹寸二歩二厚三寸歩<small>(マ)</small></p> <p>一 耳板巾二寸七寸厚八歩 外出シ二歩</p> <p>一 立数六本 角共二</p> <p>御召舟</p> <p>一 四尺八寸五歩 艫通口長サ也</p>	<p>一 荷船帆反之事</p> <p>一 荷船石積り事</p> <p>一 荷船帆長サ事</p> <p>一 シツクイ<small>(漆喰)</small>之事</p> <p>一 小早立垣立高サ之事</p> <p>一 早舟帆棚高サ事</p> <p>一 同屋形高サ之事</p> <p>一 同箱水樽太サ之事</p> <p>一 同釘重目之事</p>	<p>一 諸船石積之事</p> <p>一 舂寸尺</p>	<p>御国荷船丈尺 船御改所江差出候書付定</p> <p>一 一六反帆 方九尺</p> <p>一 一七反帆 一 壹丈</p> <p>一 一八反帆 一 壹丈壹尺</p> <p>一 一九反帆 一 壹丈貳尺</p> <p>一 拾反帆 一 壹丈參尺</p> <p>一 拾壹反帆 一 壹丈肆尺八寸 八寸増シ</p>	<p>(裏表紙見返)</p> <p>一 拾貳反帆 方壹丈四尺六寸</p> <p>一 拾參反帆 方壹丈五尺四寸</p> <p>一 拾四反帆 方壹丈六尺貳寸</p> <p>一 拾五反帆 方壹丈七尺</p> <p>一 拾六反帆 方壹丈七尺八寸</p> <p>一 拾七反帆 方壹丈八尺六寸</p> <p>(ウラ面・第一折)</p> <p>(裏表紙)</p> <p>(第三折)</p>	<p>(第三十六折)</p>	<p>(第二折)</p>
---	--	---	------------------------------	--	---	----------------	--------------

一 拾八反帆 方丈丈九尺四寸
一 拾九反帆 方式丈〇式寸

一 式拾壹反帆 方式丈壹尺
一 式拾貳反帆 方^式丈壹尺七寸 七寸増シ

一 式拾参反帆 方式丈貳尺四寸

一 式拾肆反帆 方式丈三尺壹寸

一 式拾伍反帆 方式丈^{三尺八}肆寸

一 式拾陸反帆 方式丈四尺五寸

是迄此寸尺ニ懸候書付、享保十乙巳年御勘定方へ差出ス、六月三日、

一 式拾七反帆 方式丈五尺式寸 七寸増シ

一 式拾八反帆 方式丈六尺六寸

一 式拾九反帆 方式丈七尺^{三寸} 肆寸

一 参拾反帆 方式丈八尺

以上

右者享保五庚子年^{十月十七日}近藤喜右衛門方分書付

差出、写如斯御座候、尤^六反帆ヨリ式拾五反帆迄、宝永元以来船之寸尺致吟味候書付也候、^(行)

依是式拾五反帆^(六)分三拾反帆迄、右割合を以記之候、以^前下ハ丈尺少々相^違有之候得共、

右ニ書載いたし如候、近年荷船造り掛

致吟味候而之積りニ而御座候、元來荷船之儀ハ、丈尺不固定候故、長サ深サ方広サを以以來共^相極候事、

(第四折)

荷船石積大概左記之候事

一 六拾式石積ハ 五反帆

一 七拾石積ハ 六反帆

一 九拾石積ハ 七反帆

(第七折)

一 百石積ハ 八反帆

一 百参拾石積ハ 九反帆

一 百六拾石積ハ 拾反帆

一 百八拾石積ハ 拾壹反帆

一 式百石積ハ 拾貳反帆

一 式百九拾石積ハ 拾三反帆「大概ハ三百石毛積」

一 参百五拾石積ハ 拾四反帆

一 四百石積ハ 拾五反帆

(第八折)

一 四百六拾石積ハ 拾六反帆

一 五百式拾石積積ハ 拾七反帆

一 五百八拾石積ハ 拾八反帆

一 七百式拾石積ハ 拾九反帆

一 八百拾石積ハ 式拾反帆

一 九百四拾石積ハ 式拾壹反帆

(第六折)

一千石積ハ 式拾貳反帆
一千拾石積ハ 式拾參反帆

一千參百石積ハ 式拾四反帆
一千四百拾石積ハ 式拾五反帆

右石積五反帆ヨリ式拾五反帆太概如斯
御座候、尤固定之儀、航居方深サ反敷相応
相考候而之積りニ付、無之候而ハ、不固定候事也、
併太概石積り相知候為ニ記之也、

早船帆長サ積り法尺

一七拾丁立之時、先航居六丈六尺三寸トヲキ、但シ

壹尺五寸ノヘテノ積りニシテ舳ノヒ壹丈一^延ラキソエ、
艫ノヒ七尺五寸ソエ候得ハ、三口合八丈主尺八寸ニナル、
八寸ハ捨テ、末盛厚サニ引也、残八丈主尺^九、是則
檣長サ也、此内綱間延ヒ又九尺程引、又深サ七尺五寸
式口ニシテ壹丈六尺五寸引也、残木丈木尺五寸^七則帆
長サ也、但垣立高サ六尺^六寸程ハ帆^七ふくら分^八
余慶卜心得也、右六丈六尺五寸、尋ニシテ拾^四尋^五
壹尺五寸也、尤早船ハ帆柱長サ相極、其内ヨリ
深ヲ引而も同事也、

七拾式丁立積り

一御召船拾八反帆

中込壹丈^三寸、楯付之事

木綿積りニハ長六丈八尺にて候

式拾六丁立四十丁立積り

一鎮鏝丸拾反帆

註文ハ^四式尺五寸にて候

一五拾六挺立

楯附五尺にて候

註文長サハ五丈七尺五寸にて候

〔尤十四反ヨリ中込楯付入候事強イ為也〕

一五拾挺立 楯付無シ

註文長サ五丈壹尺五寸にて候

一五拾挺立

木真四十丁立積り

一式拾六丁立

註文長四丈式尺にて候

一式拾式丁立

木真三十四丁立積り

一式拾式丁立

拵立

長拾參尋壹尺

中木綿三巾壹反ニシテ

三尺壹寸ヨリ三尺三寸迄^四

拵立帆

長サ八尋壹尺

長サ八尋式尺

右同断幅也

長拾壹尋壹尺

長サ拾壹尋

幅右同断

長サ拾尋壹尺

長拾尋

幅右同断

長サ八尋

長サ八尋壹尺

幅右同断

長サ七尋參尺五寸

長七尋式尺五寸

幅右同断

長サ七尋參尺五寸

長七尋式尺五寸

幅右同断

(第十一折)

(第十折)

(第十二折)

一同六反帆

長サ六尋四尺

『長七尋

』巾右兩斷

同

一同拾五反帆

長拾壹尋式尺五寸

／半

『拾壹尋式尺

拵立帆

一荷船拾六反帆

長サ拾式尋十尺

(第十五折)

右早船并荷船帆寸尺如斯御座候、此外

大船ハ右ノ割ヲ以相知候事、尤帆柱長サニ

応シ候事、大概書付如斯、

(漆噴)
シツクイ拵ノ事

一白土壹石

一苧(苧)スサ三貫目

一黒砂糖五百目

一魚油(魚)壹計 フカノ油吉

／フカノ油無之時ハ魚油ニ而も不苦候

一フノリ六百目

(第十六折)

／煎出し

一松(脂)ヤニ五百目

但水ニ入レハ○フノリヲ除ケ、ニカ塩(苦)ヲ遣イ、ニカ塩無之

時ハ、塩ヲ煎出し用ル、

一右白土計ノ時魚油三舁

一フノリ八拾目

苧スサ・黒砂糖・塩除ケ、紙ノスサヲ式百五十舁
加ル、但シ壹計(計)三百目也、

洗水ユツハ

一赤土壹計(計)

(第十七折)

／(手ニ自テ)但自手(手)ニテ、餅(餅)ノ子バサニタ、キ付ケ、

一塩壹舁入(舁)ク

一白土壹計(計)ク

／水桶用ル時ハ白土ヲ除ル

船釘頭塗り、尤銷ヲ除ル為也、

一白土壹舁(舁)ク

一松ヤニ壹舁(舁)ク

一油四合(合)ク フカノ油吉、フカノ油無之時ハ魚油ニ而も吉、

一白砂糖壹斤(斤)ク

(第十八折)

一黒砂糖壹斤(斤)ク

一鉄ノ金ノ粉三合(合)ク

右調合(調)成ル中用ル、寒テ役ニ不立、

小隼立垣立高サ之事

垣立高サ

又壹尺七寸

一壹尺五寸

内法

但三十四丁立積り御上下之時式拾式丁立尤

八反帆二用

一 同壹尺六寸 又壹尺七寸五分

右同断 又壹尺九寸

一 垣立高サ内法壹尺五寸 又二尺六寸

拾八丁立小早 木真廿丁立積り

一 同壹尺七寸五分

飛舟小早八反帆 木鎮卅式丁立積り

一 同壹尺八寸五分

飛舟小早八反帆 木真卅四丁立積り

一 同式尺

飛舟小早八反帆 又壹尺九寸

一 同式尺〇五歩

飛舟小早八反帆 右同断

真鑰丸 式拾六丁立、尤木真四十丁立積、

一 同式尺參寸五歩

式拾六丁立 右同断

右者參拾丁立、四拾丁立迄船垣立内法

高サ如斯御座候、尤四拾六丁立ヨリハ高サ四尺

五寸也、尤(矢倉)くから張り候而ハ、上勝ニ罷成り差支候故、

やくら不張用也、

四拾六丁立今以下之舟ハ、式尺五寸高ク候而ハ、

上勝罷成り候故、固高ク御好候共、不用之候事也、

五拾丁立ハ五尺五寸、尤やくら張之、

(第十九折)

一 屋倉物垣立高サ五尺五寸 内法又五尺七寸モアリ

但五十丁立

ヤクラ立垣立

一 同五尺八寸

但五拾六丁立

やくら立垣立

一 同六尺参寸

元禄七甲戌年出来

但御召舟七拾丁立

やくら立垣立

一 同六尺〇七歩

六十式丁立

一 同六尺式寸

享保九年
甲辰二出来 六十六丁立 唯今御召舟

一 同六尺六寸

六十八丁立

一 同六尺五寸

伊勢丸

一 同壹尺三寸四歩

十六丁立小早也 廿八丁立積り

一 同五尺壹寸

荷舟十三反帆

(第二十折)

(第二十二折)

又壹寸五分有リ、又式寸モアリ、

一 同五尺三寸

同十四反帆

又

一 同四尺五寸

小早立日覆高也

一 同六尺四寸 七十丁立御召舟 天和信使二出来也

一 同六尺四寸 七十丁立御召舟 天和信使二出来也

隼船帆棚高サ事

(第二十一折)

一 帆棚高サ四尺八寸 御召舟七十丁立

／但大床上ハヨリカマチ上迄、カマチ巾六寸、

一 同三尺八寸五歩 五十丁立

／右同断、カマチ巾四寸六分

一 同四尺三寸 五十六丁立

／但右同断、内カマチ巾五寸

一 同式尺八寸 真鍮丸

又式尺六寸ニモ 式拾六丁立 木真四丁立積

右同断、内カマチ三寸三分、又ハ三寸五歩迄、

隼船小隼屋形高サ事

内法ナリ高サ

一 屋形 『内法高五尺三寸』

／外ニ敷居鴨居太サ相応ニ高サ相増

一 同五尺五歩 六十式丁立

一 同五尺 五十六丁立

御召舟七十丁立

一 同四尺九寸八歩 五十丁立

／又五尺ニモ用ル

一 小屋形高サ式尺八寸 真中丸式拾六丁立

／但敷居ヨリ下エ五寸下リ落間也

桁行内法六尺五寸八歩 張り 横口五尺式寸三歩 張り 横口四尺六寸五歩

(第二十三折)

敷居厚サ二寸程、三寸角タイハ三寸七歩ニ三寸二分

一 同高サ式尺式寸五分 十六丁立 尤卅丁立位也

但控木櫓床内法也

外ニ六寸二分ハ櫓床ヨリ簧上迄ニ落間也

一 屋形内法高サ五尺二寸 御召船六十六丁立

隼船箱水樽之事

御召舟七十丁立

艫火床之間下ニ入置也

一 杉カ檜木水樽壹

外数四拾三石式計五升余入

五十丁立

一 同壹つ

外数五石参計三升入

同船

一 同壹つ

長四尺五寸

横三尺八寸

升数六石余入 高三尺五寸

五拾六丁立

一 同壹つ

升数六石五計余入

五拾六丁立

一 同壹つ

内法

長六尺七寸

横五尺四寸

深サ四尺七寸五分

長四尺五寸

横三尺式寸

深サ三尺式寸五歩

長四尺三寸

横三尺九寸

深サ三尺五歩

長サ四尺五寸

横四尺壹寸

深サ三尺式寸五歩

外法

長サ五尺

横四尺

(第二十六折)

(第二十五折)

十八丁立寸尺

二同桶壺

高サ式尺五寸
さし渡式尺八寸

高サ三尺五寸 又壹寸

隼船諸釘重目之事

七十丁立

- 一 航落釘掛目壹本 式百八拾目分下段々
- 一 加敷釘掛目壹本 三百式拾分下段々
- 一 中棚釘掛目壹本 式百三拾分下段々
- 一 上棚釘掛目壹本 式百拾分ヨリ式百五十分迄

(第二十七折)

- 一 中棚上棚落釘壹本 掛目百式拾目分五拾分迄
- 一 違録六拾分七拾分
- 一 釘掛目五分五五六分迄 壹本二付
- 一 色釘掛目壹本式分八分三厘四分五厘迄

四拾挺立小早立

- 一 加敷釘壹本 掛目九拾分
- 一 中棚釘壹本 掛目六拾分
- 一 上棚釘壹本 掛目五拾五六分
- 一 板録壹枚 掛目參拾分
- 一 航録壹枚 掛目五拾分

(第二十八折)

- 一 航落壹本 掛目四拾五分
- 一 板落壹本 掛目三十分
- 一 色釘壹本 掛目式分三分
- 一 大底釘壹本 掛目三分六分

五拾六丁立四十五反立

- 一 皆折釘壹本 掛目拾六七分位
- 一 大底釘壹本 掛目五分位
- 一 色釘壹本 掛目式分五分位
- 一 手録壹枚 掛目太底イ 九拾四分下段々

(第二十九折)

- 一 錫式拾五丸
- 一 荒銅三丸
- 一 水牛角百五十本
- 一 延享元六月
- 一 御手伝頭
- 一 御船手幾平

右八元文五庚申年五十六丁立船天間一艘、船頭御船手源八、九月十一日積申候

諸船現石積之事

堺張御手荷船十四反帆二

一 白米五百表積

表五計三升宛人ニシテ

外ニ水夫共ニ拾三人分飯米壹人一日白米五合六分宛

舛切ニシテ三拾日分程ハ積之外ハ何色不乗由也

朝鮮分御関所迄中漕被仰候節積之候由也

一 同五百俵

御手荷船万倍丸神崎丸二茂積之候由也

右八元禄十七乙未年、年中々漕之時如斯、

一 御銀貳百貫目ハ

但式拾箱ニシテ

一 同百参拾貫目ハ

拾三箱ニシテ

一 同百四拾貫目ハ

拾四箱ニシテ

一 同百四拾貫目ハ

御召舟大伝間六反帆二積之

水夫共六人乗り

御召舟水取伝間二積之

水夫五人乗り

五拾六丁立伝間積之

右同断

五拾丁立伝間二積之

右同断

右四艘ニ狐皮三拾箇積合、宰領老入宛乗之、
佐須奈御関所迄被差下、尤宝永元甲申年之

八月四日御仕出シ有之

御銀七百貫目 朝鮮江被差渡候船数之

覚

一 御召舟天間式艘

内七人乗り老艘

六人乗り老艘

一 五拾丁立伝間老艘

大小伝間五艘

右者御元方役阿比留半左衛門、其外御勘定方之
下代老人も宰領被仰付、元禄十六未九月出舟、

一 御銀貳貫目

一 小使船四艘二積之

(第三十折)

右正徳三癸巳年大坂分積分、十一月御国江
下着仕候、

(五十貫目にて候)

正徳元辛卯年大船越分府内御米漕廻り候
常之^{天道}舟并五枚帆表数積之候

覚

一 白米貳拾式表宛

(俵以下同)

但老艘二如斯

常之天道舟五艘ニ

吉兵衛 権之平
三右衛門 五兵衛 嘉兵衛

一 白米四拾四表ハ

九左衛門^船五枚帆二積之

一 同式拾老表ハ

五十丁立天間老艘二積之

合白米百七拾五表也

(第三十三折)

一 白糸四拾丸ハ

飛舟小早六反帆二積之

反物荷ニシテモ四拾箇程

一 同六拾箇程ハ

飛舟小早八反帆二積之

一 銅式拾丸

佐護^表村舟老艘二積之

老丸ニ付舟貳式匁にて候

一 同七拾丸ハ

御国天道舟式艘二積之

老丸ニ付舟貳三匁にて候

老丸^{市兵衛}卅五丸にて候 船頭^{市兵衛} 弥^{二兵衛}

右正徳三癸巳年六月廿八日、府内ヨリ佐須奈迄
被差下候如斯、

(第三十四折)

御召船六十六丁立箱水樽寸尺

(第三十二折)

享保九甲辰年出来

一箱水樽壺

長サ六尺
横五尺五寸 外法
高サ四尺五寸 ふた共(壺)

元文三年三月

一荒銅式拾丸

式拾五丸 空船ノ時ハ積可申候事
佐(壺)こ村船五人乗りニ
下(積)ル

小使船鉄風呂寸法直段左記之

一鉄風呂壺

外法口さし渡壺尺壺寸五分
同下口壺尺四寸
高サ壺尺四寸

代銀拾壺又五分にて候

元禄十一寅ノ年七月直段如此

小使船

一鉄風呂寸尺

口サシ渡壺尺式寸
高サ壺尺〇七歩

代銀

右ハ享保十四丁酉年於大坂出来如此

一荒銅式拾五丸にて候

五十六丁天間一艘(御船手 長兵衛)
小使船八丁立十丁立(御船手 利八)

元文三戊午年極月積下

今舁寸法

一壺升舁ハ

四寸九分四方 壺分角
深サ式寸七歩 坪数六万四千八百式十七

一五合入舁ハ

三寸九分四方 同
深サ式寸式歩 坪数三万三千四百六十二

一式合五勺舁ハ

三寸壺歩四方 同
深サ壺寸七歩 坪数壺万六千三百卅七

一壹合舁ハ

式寸三歩四方 同
深サ壺寸式歩八厘 坪数六千七百七十壺

小使船

一鉄風呂

さし渡一尺二寸 上口
高サ壺尺壺寸 下(底)そこ一尺四寸(三寸)

元文四己未年註文控以來此形ヲ用事也

(第三十五折)

(第三十六折)

【表1】「中村家和船関係資料」にみえる中村氏一族（寛文～享保期）

	寛文	延宝	天和	貞享	元禄	宝永	享保
忠兵衛一貞 (橘軽重)	10年(図・御座船六拾六挺立(18才作), 図・御船真鍮丸)	4~5年(図・五拾六挺立, 図・飛船小早三拾式挺立積七端帆(25才作))			5~13年(図・御召替小早式拾式挺立, 川船法寸, 図・荷船拾式端積, 図・(川御座船図))	5年(図・飛船小隼八反帆)	
甚内(軽彦)			2年(図・御召船七拾式丁立積リトシテ七拾挺立ニ出来, 図・御船式拾式丁安平丸)	3年(図・飛船参拾式挺積)			
忠右衛門		9年(図・[小早船側面図])	2年(図・御召船七拾式丁立積リトシテ七拾挺立ニ出来)				
庄右衛門							元年~10年(諸船寸尺覚我記, 覚[板木註文ニ付])

【表2】『諸船長サ方深サ書附』の構成

折数	表題	事項	内容年代	本文に関する情報		
				書入年代	訂正	押界
表紙	「諸船長サ方深サ書附 全」	(題簽)		A	元禄6年	
見返	—	(識語)	元禄6年(1693) 享保元年(1716)	B	享保元年	擦消
表1	定	70丁立(御召船天神丸), 68・66丁立		A	元禄6年	擦消・塗消・斜線・訂正印
2		64・62・60丁立				塗消・訂正印 上下(横線)
3		56丁立(小鷹丸), 50丁立(万歳丸), 40丁立(26丁立鎮鑓丸)				同上
4		30丁立(御召替小早安全丸), 26丁立, 18丁立(御使者小隼)				同上
5		22・16丁立, 10丁立(御使小隼)				擦消 同上
6		飛船小隼, 堺張荷船(照久丸・春日丸)				同上
7		堺張荷船(揚柳丸), 飛船小隼				同上
8		鯨船(10・8丁立)				擦消 同上
9		引伝間(70・56丁立), 水積伝間(70丁立)				同上
10		引伝間(50丁立)				上(横線)
		引伝間(68丁立)		C	享保8年頃	上(横線), 下(枠線)
11		堺張伝間, 飛船小隼伝間				同上
12		通船(御船掛所), 御磯船, 御磯天道船				同上
13		石漕船(大・中・小)				上書 同上
14		朝鮮嶋枝船	享保8年(1723)			擦消 同上
15		伊勢丸				擦消 同上
		引伝間(62丁立旋船), 水積伝間(62丁立小伝間)		D	享保10年頃	
16		通船(御船掛所), 五木積船(江川)				下(枠線)
		荷船(1200石積播州船)				同上
17		荷船(870石積播州船), 壹人乗船(平駄成り船)				上書 同上
18		壹人乗船(川船), 渡シ船(大船越)				同上
		飛船小隼(御国造り)				同上
19		渡海小隼(大坂造り)				同上
		嶋枝船, 天道船	享保10年(1725)			同上
20	正徳信使之節入札造り被仰付候五十丁立寸尺	音羽丸・祇園丸・常磐丸・八千代丸・千年丸・大宮丸(50丁立)	正徳元年(1711)	E	(享保以降)	
21	—	嶋枝船, 解説	貞享2年(1685)	F	(享保以降)	
22	—	(墨付なし)		—		
23	—					
24	—					
25	—					
26	—					
27	—					
28	—	18丁立台合		G	(享保以降)	
29	—	(墨付なし)		—		
30	—	鉄風呂, 飯鍋, 水樽		H	元文3年頃	
31	—	桶水樽(26丁立), 箱水樽(50丁立小鷹丸)	元文3年(1738)			

32	覚(享保十年乙巳年極月御手天道船御国ニ而出来仕候寸尺左記之)	航居長サ, 本航幅, 艫航桶底, 戸立方, 水押前口	享保10年(1725)	I	享保10年頃		
33		(墨付なし)		—			
34	五拾六挺立通口広サ	艫ノ通口, 舳ノ通口	享保14年(1729)	J	享保14年頃		
35	鎮鑰丸帆棚	桁行内法, 張行内法他					
36		内立貫太サ, 耳板巾他					
見返	御船之仁王経御札寸法	御召船, 56・50丁立, 小早立		K	(享保以降)		
裏1	(目次)	(荷船帆反之事, 荷船石積り事, 隼船荷船帆長サ事, シツクイ之事, 小早立垣立高サ之事, 早舟帆棚高サ事, 同屋形高サ之事, 同箱水樽太サ之事, 同釘重日之事, 諸船石積之事, 舛寸尺)		a.e	a: 享保後半頃 e: 享保後半～延享頃		
2	定(御国荷船丈尺 船御改所江差出候書付)	6～11反帆	享保5年(1720)	b	享保5年頃		
3		12～19反帆					
4		20～27反帆	享保5年(1720) (追記: 享保10年)			擦消	
5		28～30反帆, 解説	享保5年(1720)			擦消・上書	
6		解説					
	荷船石積太概左記之候事	62～90石積	(享保5年)				
7		100～400石積					
8		460～1110石積					
9		1300～1440石積, 解説					
	早船帆長サ積り法尺	解説		c	享保後半頃		
10		解説				塗消・上書	
11		72丁立(御召船), 26丁立(鎮鑰丸), 56・50丁立				貼紙・塗消	下(横線)
12		26～10丁立, 鯨船(小使船, 10・8丁立)				貼紙	同上
13		伝間立, 荷船14～11反帆				貼紙	
14		荷船10～6反帆・15反帆				貼紙・上書	
15		荷舟16反帆, 解説				擦消	
	シツクイ拵ノ事	(漆喰)		a	享保後半頃		
16		(漆喰), 洗水ユツハ					
17		洗水ユツハ, 船釘頭塗り					
18		船釘頭塗り				擦消	
	小隼立垣立高サ之事	垣立高サ(34丁立)					
19		垣立高サ(18丁立小早・飛船小早・鎮鑰丸)					
20		垣立高サ(26丁立鎮鑰丸), 解説, 屋倉物垣立(50丁立)					
21		屋倉物垣立(御召船, 伊勢丸, 荷船他)					
22		屋倉物垣立(14反帆, 小早, 70丁立御召船)					
	隼船帆棚高サ事	70丁立(御召船), 50丁立					
23		56丁立, 26丁立(鎮鑰丸)					
	隼船小隼屋形高サ事	70丁立(御召船), 62・56丁立				貼紙	
24		50丁立, 26丁立(鎮鑰丸), 30丁立位, 66丁立(御召船)					
	隼船箱水樽之事	70丁立(御召船), 50・56丁立				塗消	
25		56・18丁立					
26		70丁立					
	隼船諸釘重日之事	70丁立, 40丁立(小早立)					
27		40丁立(小早立), 56丁立					
28		56丁立(船伝間)					
29	—	56丁立(船伝間)	元文5年(1740) 延享元年(1744)	d	享保後半～延享頃	塗消・擦消	
	諸船石積之事	春日丸・照久丸, 万倍丸・神崎丸	宝永元年(1704)カ				
30		御召船大伝間, 御召船水取伝間, 56・50丁立伝間, 解説	宝永元年(1704)				
31		御召船伝間, 56・50丁立伝間, 解説	元禄16年(1703)				
32		小使船, 解説	正徳3年(1713)				
	正徳元辛卯年大船越より府内御米漕廻り候常之天道舟并五枚帆表数積申候覚	常之天道舟 九左衛門船, 50丁立伝間, 飛船小早, 佐護湊村船, 御国天道船	正徳元年(1711) 正徳3年(1713)			擦消	
33		解説					
34		御召船六十六丁立箱水樽寸尺 享保九甲辰年出来	享保9年(1724) 元文3年(1738)				
35	小使船鉄風呂寸法直段左記之	小使船, 56丁立伝間	元禄11年(1698) 享保14年(1729) 元文3年(1738)				
36	今舛寸法	1升舛～1合舛, 小使船鉄風呂	元文4年(1739)				

註

- (1) 柴田恵司「対馬藩造船関係文書について」(『海事史研究』三三二、一九七九年、日韓友好親善の船編「絶海を渡る」七丁槽地舟による朝鮮海峡横断の記録)一九八七年に再録、有田満男・伴卓士・石田毅・原田大道「対馬藩近世和船建造技術について(序章)」『長崎総合科学大学紀要』二四―二、一九八三年)、同「対馬藩近世和船建造技術について(第二報―中村家船図面)」(同)二六―一、一九八五年)、有田満男・石田毅・原田大道「対馬藩近世和船建造技術について(第三報―黒岩家船図面)」(同)二七―一、一九八六年)、原田大道「対馬藩近世和船建造技術について(第四報)」(同)二九―一、一九八九年)、同「朝鮮信使副丈下船の構造について」(同)三〇―一、一九九〇年)、大石一久(柴田恵司監修)「対馬藩近世和船船図面―中村家文書・黒岩家文書より」(前掲「絶海を渡る」)。
- (2) 日本海事史学会編『続海事史料叢書』第十卷(成山堂書店、一九八六年)。
- (3) 長崎県立対馬歴史民俗資料館編『対馬宗家文庫史料絵図類等目録』(長崎県文化財調査報告書第二〇九集、二〇一二年)。
- (4) 基幹研究「中世日本の東アジア交流における海上交通に関する研究」(平成二八―三〇年度、研究代表者荒木和憲)では、こうした問題意識にもとづき、中世の船・航海の実態をさぐることで、従来とは異なる東アジア交流史像を描き出すことを目標としている。本稿は近世対馬藩の船大工関係資料を翻刻・紹介するものであるが、対馬という地域に定点を設定し、近世前期～中期の船の実態をさぐることは、関係資料が乏しい中世の船の実態解明に資するものと考えている。
- (5) たとえば、「中村家和船関係資料」の図面類のうち「御船四拾六丁立」には「中村甚内作」との注記があるが、端裏書には「中村忠右衛門作、同名甚内引之」ともあり、忠右衛門の指示のもとに甚内が製図するという役割分担が窺える。
- (6) 藤田励夫「中村家和船関係史料」(前掲「対馬宗家文庫史料絵図類等目録」)。
- (7) 前掲『続海事史料叢書』解題。
- (8) 前掲注(4)に関していえば、享保年間の低反数型から高反数型への移行は示唆的である。すなわち、帆の技術改良という享保年間に付加されたレイヤーを剥がすことで、中世後期から近世前期にかけての和船の規模により一歩近づくことができるかと考えるからである。具体的には、「書附」を享保以前の和船に関する参考史料として利用するにあたっては、高反数型から低反数型への変換(船の幅に係数一・〇九～一・一六を掛ける)が必要であることなどを念頭に置く必要がある。

(二〇一七年二月二八日受付、二〇一七年七月三二日審査終了)

(国立歴史民俗博物館研究部)